

令和 8 年 7 月臨時会
(2 0 2 6 年)

議案書②

7 月 1 5 日提出

【条例】

市議案第 5 6 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例の設定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 5 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

府費負担教職員の教員特殊業務手当の額の改正に準じ，教員
特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給額等を改正するため，
提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表		別表	
各種手当額表		各種手当額表	
区分	金額	区分	金額
（省 略）		（省 略）	
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	（1）～（3）（省 略）	教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	（1）～（3）（省 略）
	（4） 小学校、中学校又は義務教育学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に対する指導の業務に従事したとき ア 1日（従事した時間が引き続き <u>6時間</u> 以上である日に限る。）につき <u>3,700円</u>		（4） 小学校、中学校又は義務教育学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に対する指導の業務に従事したとき ア 1日（従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上である日に限る。）につき <u>3,900円</u>
	イ 1日（従事した時間が引き続き <u>4時間以上6時間未満</u> である日に限る。）につき <u>3,000円</u>		イ 1日（従事した時間が引き続き <u>2時間以上3時間未満</u> である日に限る。）につき <u>2,600円</u>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員については、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき適用日から施行日の前日までに支給された教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

市議案第 57 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）7 月 15 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い，個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書に係る規定の整備，固定資産税の免税点の見直し，改修特別特定建築物に係る固定資産税等の減額措置その他所要の規定を改正するとともに，航空機騒音区域の土地に対する固定資産税等の不均一課税の適用期間を延長するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成 15 年豊中市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（法人の市民税の課税免除） 第 15 条の 2 次に掲げる者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 （１）・（２） （省 略） <u>（３） （省 略）</u> <u>（４） マンション再生組合</u> <u>（５）・（６） （省 略）</u> （寄附金税額控除） 第 22 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	（法人の市民税の課税免除） 第 15 条の 2 次に掲げる者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 （１）・（２） （省 略） <u>（３） 防災街区整備事業組合</u> <u>（４） （省 略）</u> <u>（５） マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合</u> <u>（６）・（７） （省 略）</u> （寄附金税額控除） 第 22 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(現 行)	(改 正 後)
(1)～(9) (省 略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をい	(1)～(9) (省 略) <u>(10) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（大阪府知事又は大阪府教育委員会の所管に属するもののうち、市長が指定するものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をい

(現 行)	(改 正 後)
う。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 第 1 項において同じ。) (前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 22 条の 2 の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 15 条第 2 項に規定する者 (法施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～8 (省 略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 28 条の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (省 略) (2) 所得割の納税義務者 (合計所得金額が 10,000,000 円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除	う。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号並びに第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。) (前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 22 条の 2 の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 15 条第 2 項に規定する者 (法施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～8 (省 略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 28 条の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (省 略) (2) 所得割の納税義務者 (合計所得金額が 10,000,000 円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除

(現 行)	(改 正 後)
<u>き、合計所得金額が 1, 3 3 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)</u> の氏名 (3) ・ (4) (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が法施行令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する法施行令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。<u>次条第 4 項及び第 5 6 条第 3 項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (省 略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第 2 8 条の 3 <u>所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9, 0 0 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 4 8 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 9 5 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）</u>	<u>く。次条第 1 項第 2 号において同じ。)</u>（合計所得金額が 1, 3 3 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）の氏名 (3) ・ (4) (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が法施行令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する法施行令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。<u>次条第 5 項及び第 5 6 条第 3 項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (省 略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第 2 8 条の 3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (4) <u>その他法施行規則で定める事項</u>	<u>用を受けるものを除く。）の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において法施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者</u> 2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u>

(現 行)	(改 正 後)
2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 (省 略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が法施行令第48条の9の7の3において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては300,0	(4) 扶養親族又は特定親族の氏名 (5) その他法施行規則で定める事項 3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。 4 (省 略) 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が法施行令第48条の9の8において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては

(現 行)	(改 正 後)
00円、家屋にあっては200,000円、償却資産にあっては<u>1,500,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第8条の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税	300,000円、償却資産にあっては<u>1,800,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第8条の2 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税

(現 行)	(改 正 後)
に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （省 略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第8条の3 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第43条第1項又は附則第44条第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第9条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した	に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （省 略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第8条の3 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第43条第1項、<u>附則第43条の2第1項又は附則第44条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第9条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却し

(現 行)	(改 正 後)
肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1, 500頭以内である場合に限る。）において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額（前年の第18条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。 2・3 （省 略） 第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第11条の2 （省 略） 2・3 （省 略）	た肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1, 500頭以内である場合に限る。）において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額（前年の第18条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。 2・3 （省 略） 第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第11条の2 （省 略） 2・3 （省 略） <u>4 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>4～7</u> (省 略) (航空機騒音区域の土地に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税) 第30条の2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第9条の2第1項に規定する第3種区域(昭和62年運輸省告示第1号,平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第3種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含む。以下この条において「第3種区域」という。)又は同法第9条第1項に規定する第2種区域(昭和62年運輸省告示第1号,平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第2種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含み,第3種区域を除く。以下この条において「第2種区域」という。)内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は,当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に相当する額に,第68条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額(この項の規定の適用がないものとした場合における固定資産税額とする。)から控除した額に相当する額とする。 次の表 (省 略) 2 第3種区域又は第2種区域内にその全部又は一部が所在する住宅用地又	<u>5</u> 法附則第15条第24項第3号の条例で定める割合は,3分の2とする。 <u>6</u> 法附則第15条第24項第4号の条例で定める割合は,4分の3とする。 <u>7～10</u> (省 略) <u>11</u> 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は,3分の1とする。 (航空機騒音区域の土地に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税) 第30条の2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第9条の2第1項に規定する第3種区域(昭和62年運輸省告示第1号,平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第3種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含む。以下この条において「第3種区域」という。)又は同法第9条第1項に規定する第2種区域(昭和62年運輸省告示第1号,平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第2種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含み,第3種区域を除く。以下この条において「第2種区域」という。)内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は,当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に相当する額に,第68条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額(この項の規定の適用がないものとした場合における固定資産税額とする。)から控除した額に相当する額とする。 次の表 (省 略) 2 第3種区域又は第2種区域内にその全部又は一部が所在する住宅用地又

(現 行)	(改 正 後)
は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準に相当する額に、第137条に規定する税率に前項の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額（この項の規定の適用がないものとした場合における都市計画税額とする。）から控除した額に相当する額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第39条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (省 略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等	は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準に相当する額に、第137条に規定する税率に前項の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額（この項の規定の適用がないものとした場合における都市計画税額とする。）から控除した額に相当する額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第39条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (省 略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地

(現 行)	(改 正 後)
予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (省 略)	等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (省 略) 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> 第43条の2 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として法施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項及び附則第8条の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項及び附則第8条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第43条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第43条の2第1項に規定する特定</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の2第1項、第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第4条の2を削る改正規定、附則第6条及び附則第8条の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第69条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第22条の2第2項の改正規定並びに附則第8条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第10条の2の改正規定及び附則第39条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第8条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第43条の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の豊中市市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。

以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の豊中市市税条例附則第8条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第39条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第39条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第43条の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

市議案第 58 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）7 月 15 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第1条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（学級の編制の基準） 第5条 （省 略） 2 1学級の園児数は，満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし，満4歳以上の園児については<u>35人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず，教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には，満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は，法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （学級の編制の基準） 第5条 （省 略） 2 1学級の園児数は，満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし，満4歳以上の園児については<u>30人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず，教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には，満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数

(現 行)	(改 正 後)
は、<u>35人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、大阪府の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師	は、<u>30人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭又は</u>保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、大阪府の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保

(現 行)	(改 正 後)
であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 (省 略) 4 (省 略) 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (省 略) (2) 主幹養護教諭、<u>養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) (省 略)	育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 (省 略) 5 <u>備考の1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考の1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 4 (省 略) 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (省 略) (2) 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭、養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) (省 略)

(現 行)			(改 正 後)		
(学校教育法施行規則の準用)			(学校教育法施行規則の準用)		
第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。			第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。		
(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)			(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)		
第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(省 略)			(省 略)		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。))	第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。))
(省 略)			(省 略)		
2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条			2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条		

(現 行)	(改 正 後)
の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第14条第6項</u>に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。 附 則 1～8 （省 略）	の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第14条第7項</u>に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。 附 則 1～8 （省 略）

(現 行)	(改 正 後)
9 第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 10～12 (省 略) 13 附則第9項から前項までの規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を<u>小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該<u>小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	9 第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭及び養護教諭</u>として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 10～12 (省 略) 13 第6条第3項の表備考の5及び附則第9項から前項までの規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を<u>特定理学療法士等</u>，<u>小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該<u>特定理学療法士等</u>，<u>小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 14 <u>第6条第3項の表備考の5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考の1に定める者（同表備考の5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

（豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年豊中市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(学級の編制の基準) 第5条 (省 略) 2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下を原則とし、満4歳以上の子どもについては<u>35人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の資格等) 第6条 (省 略) 2～6 (省 略)	(学級の編制の基準) 第5条 (省 略) 2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下を原則とし、満4歳以上の子どもについては<u>30人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の資格等) 第6条 (省 略) 2～6 (省 略) <u>7 第1項、第2項及び第5項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっ</u>

(現 行)	(改 正 後)
(教育及び保育の計画) 第15条 認定こども園は、<u>法第6条</u>の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。 附 則 1・2 (省 略) 3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者に	<u>ては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (教育及び保育の計画) 第15条 認定こども園は、<u>法第5条</u>の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第26条 認定こども園の設置者は、<u>法第6条</u>の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 附 則 1・2 (省 略) 3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者に

(現 行)	(改 正 後)									
ついては、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 4～6 （省 略） 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	ついては、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭又は養護教諭</u>として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 4～6 （省 略） 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 <table><tr><td>第6条第7項</td><td>第6条第1項の規定により置</td><td>特定理学療法士等</td></tr><tr><td></td><td>かなければならない保育士の</td><td></td></tr><tr><td></td><td>資格を有する者</td><td></td></tr></table> (省 略)	第6条第7項	第6条第1項の規定により置	特定理学療法士等		かなければならない保育士の			資格を有する者	
第6条第7項	第6条第1項の規定により置	特定理学療法士等								
	かなければならない保育士の									
	資格を有する者									
(省 略)	8 <u>第6条第7項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第6条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>									

（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第36条 (省 略) 2 (省 略)	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の3 児童福祉施設(助産施設, 児童厚生施設(児童館を除く。), 児童発達支援センター, 児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は, 法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき, 児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し, 及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため, 児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち, 支配性, 継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (職員) 第36条 (省 略) 2 (省 略) <u>3 前項の保育士の数の算定に当たっては, 当該保育所に勤務する理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 心理担当職員(第56条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって, 障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し, かつ, 子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を, 1人に限り, 保育士とみなすことができる。ただし, 当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては, 当該保育所の保育士(附則第3項, 附則第5項又は附則第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しな</u>

(現 行)	(改 正 後)
附 則 1・2 (省 略) 3 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限って</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の<u>保育士</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 4～6 (省 略) 7 前2項の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい</u>、附則第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第36条第2項</u>により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。 8・9 (省 略)	<u>なければならない。</u> 附 則 1・2 (省 略) 3 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限り</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の<u>保育士（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第5項又は附則第6項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 4～6 (省 略) 7 前2項の規定を適用する時は、保育士（<u>第36条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項</u>、附則第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>同条第2項</u>により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。 8・9 (省 略) 10 <u>第36条第3項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(最低基準の目的) 第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児(家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う<u>場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供	(最低基準の目的) 第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児(家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う<u>場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供

(現 行)	(改 正 後)
されるよう、次に掲げる事項（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）</u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (省 略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (省 略) 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）</u>を行う事業者（以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。））にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (省 略) (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (省 略) 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(現 行)	(改 正 後)
(1) ・ (2) (省 略) <u>第 1 4 条 削 除</u> (家 庭 的 保 育 事 業 所 等 内 部 の 規 程) 第 1 9 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、次 に 掲 げ る 事 業 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。 (1) ～ (5) (省 略) (6) 乳 児 及 び 幼 児 の 区 分 ご と の 利 用 定 員 (<u>国 家 戦 略 特 別 区 域 小 規 模 保 育 事 業 者 に あ っ て は、乳 児、満 3 歳 に 満 た ない 幼 児 及 び 満 3 歳 以 上 の 幼 児 の 区 分 ご と の 利 用 定 員</u>) (7) ～ (11) (省 略) (職 員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家 庭 的 保 育 者 は、市 長 が 行 う 研 修 (市 長 が 指 定 す る 都 道 府 県 知 事 そ の 他 の	(1) ・ (2) (省 略) <u>(児 童 対 象 性 暴 力 等 の 防 止)</u> <u>第 1 4 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、法 第 3 4 条 の 1 6 第 4 項 に お い て 準 用 す る 法 第 2 1 条 の 5 の 1 8 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き、児 童 対 象 性 暴 力 等 (学 校 設 置 者 等 及 び 民 間 教 育 保 育 等 事 業 者 に よ る 児 童 対 象 性 暴 力 等 の 防 止 等 の た め の 措 置 に 関 す る 法 律 (令 和 6 年 法 律 第 6 9 号) 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 児 童 対 象 性 暴 力 等 を い う。以 下 こ の 条 に お い て 同 じ。) を 防 止 し、及 び 児 童 対 象 性 暴 力 等 が 行 わ れ た 場 合 に 利 用 乳 幼 児 を 適 切 に 保 護 す る た め、児 童 等 対 象 業 務 従 事 者 (利 用 乳 幼 児 と 接 す る 業 務 に 従 事 す る 者 の う ち、支 配 性、継 続 性 及 び 閉 鎖 性 の あ る 環 境 の 下 で 当 該 利 用 乳 幼 児 に 接 す る も の を い う。) に 係 る 犯 罪 事 実 確 認 (同 法 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 犯 罪 事 実 確 認 を い う。) そ の 他 の 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。</u> (家 庭 的 保 育 事 業 所 等 内 部 の 規 程) 第 1 9 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、次 に 掲 げ る 事 業 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。 (1) ～ (5) (省 略) (6) 乳 児 及 び 幼 児 の 区 分 ご と の 利 用 定 員 (<u>満 3 歳 以 上 限 定 小 規 模 保 育 事 業 者 に あ っ て は、満 3 歳 以 上 の 幼 児 の 利 用 定 員</u>) (7) ～ (11) (省 略) (職 員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家 庭 的 保 育 者 は、市 長 が 行 う 研 修 (市 長 が 指 定 す る 都 道 府 県 知 事 そ の 他 の

(現 行)	(改 正 後)
機関が行う研修を含む。)を修了した保育士、大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の<u>特区法</u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び<u>小規模保育事業C型</u>とする。 (職員) 第30条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号<u>の規定</u>に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	機関が行う研修を含む。)を修了した保育士、大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法</u>(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第30条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号の規定</u>に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(現 行)	(改 正 後)
(5) (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は<u>准看護師</u>を，1人に限り，保育士とみなすことができる。 (職員) 第32条 (省 略)	(5) (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は<u>准看護師</u>（以下「<u>看護師等</u>」という。）を，1人に限り，保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第32条 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第45条 (省 略) 2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第45条 (省 略) 2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内</u>

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第48条 (省 略) 2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第48条 (省 略) 2 (省 略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(準用) 第４９条 第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第２７条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４９条において準用する第４号において同じ。）」と、<u>同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する次号」とする。</u> 附 則 １～３ （省 略） ４ <u>家庭的保育事業者等</u>（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 ５・６ （省 略） ７ 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等</u>が不	(準用) 第４９条 第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第２７条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４９条において準用する第４号において同じ。）」とする。 附 則 １～３ （省 略） ４ <u>家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 ５・６ （省 略） ７ 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等（満</u>

(現 行)	(改 正 後)
足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8・9 (省 略) 10 前2項の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。	<u>3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8・9 (省 略) 10 前2項の規定を適用する時は、保育士（<u>第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上</u>、置かなければならない。

（豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

（豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第６条 豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<u>第４７条 削除</u> （準用） 第６３条 第５条，第８条及び第４節（第１２条，第２４条第１項及び第４項，第２５条，第２６条第１項，第３２条，<u>第３４条</u>並びに第５２条第２項を除く。）の規定は，基準該当児童発達支援の事業について準用する。	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第４７条 指定児童発達支援事業者は，法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第６３条 第５条，第８条及び第４節（第１２条，第２４条第１項及び第４項，第２５条，第２６条第１項，第３２条，<u>第３４条，第４７条</u>並びに第５２条第２項を除く。）の規定は，基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(現 行)	(改 正 後)
(準用) 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 (準用) 第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。 (準用) 第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条	(準用) 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 (準用) 第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。 (準用) 第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項に

(現 行)	(改 正 後)
第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。 (準用) 第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「保	において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。 (準用) 第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護

(現 行)	(改 正 後)
護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者」とあるのは「保護者及び訪問先施設」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者」とあるのは「保護者及び訪問先施設」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年豊中市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第47条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

（豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
目次 第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 （省 略） 第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1款・第2款 （省 略） 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条・第52条</u>） 第2章 （省 略） 附則 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 （省 略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方	目次 第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 （省 略） 第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1款・第2款 （省 略） 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条—第52条</u>） 第2章 （省 略） 附則 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 （省 略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関

(現 行)	(改 正 後)
法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４ 前２項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で</u>、選考を行わなければならない。 ５ （省 略） （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第７条 （省 略） ２ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u>	する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４ 前２項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で</u>、選考を行わなければならない。 ５ （省 略） （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第７条 （省 略） ２ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u> 2 (省 略) <u>(教育・保育の提供の記録)</u> 第12条 (省 略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</u>	(教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u> 2 (省 略) <u>(特定教育・保育の提供の記録)</u> 第12条 (省 略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除

(現 行)	(改 正 後)
<u>育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ (省 略) (4)・(5) (省 略) 5・6 (省 略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項	く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ (省 略) (4)・(5) (省 略) 5・6 (省 略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項

(現 行)	(改 正 後)
に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (１)～(６) (省 略) (７) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する<u>選考方法</u>を含む。） (８)～(11) (省 略) <u>(定員の遵守)</u> 第２２条 (省 略) (虐待等の禁止) 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第２７条の２第１項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法</u>第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第３５条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に	に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (１)～(６) (省 略) (７) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する<u>選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法</u>を含む。） (８)～(11) (省 略) <u>(利用定員の遵守)</u> 第２２条 (省 略) (虐待等の禁止) 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第２７条の２第１項各号、<u>学校教育法第１条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法</u>第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第３５条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に

(現 行)	(改 正 後)
は、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している<u>同号</u>」とあるのは「利用している<u>同号又は同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第	は、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「利用している<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

(現 行)	(改 正 後)
2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している<u>同号</u>」とあるのは「利用している<u>同条第1号又は第2号</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「利用している<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同

(現 行)	(改 正 後)
じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるも</u>	じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u> (1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>のとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (省 略) 2 <u>特定地域型保育事業者</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この<u>節</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>前項</u>の特定地域型保育事業者は、<u>前項の選考方法</u>をあらかじめ教育・保育	3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (省 略) 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この<u>節(第43条第1項を除く。)</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 <u>前2項</u>の特定地域型保育事業者は、<u>前2項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ

(現 行)	(改 正 後)
給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (省 略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保	じめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (省 略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保

(現 行)	(改 正 後)
が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) (省 略) (3) 当該<u>特定地域型保育事業者</u>により<u>特定地域型保育</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 (省 略) 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業</u>を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければ	が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) (省 略) (3) 当該<u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）</u>により<u>特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 (省 略) 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(現 行)	(改 正 後)
ばならない。 (1)・(2) (省 略) <u>8～11</u> (省 略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (省 略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (省 略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項に規定する選考方法</u>を含む。） (8)～(11) (省 略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切	(1)・(2) (省 略) <u>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9～12</u> (省 略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (省 略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (省 略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) (省 略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域

(現 行)	(改 正 後)
な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (省 略) <u>(定員の遵守)</u> 第48条 (省 略) (記録の整備) 第49条 (省 略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (省 略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第1</u>	型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (省 略) <u>(利用定員の遵守)</u> 第48条 (省 略) (記録の整備) 第49条 (省 略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (省 略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)</u>について」と、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>4条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付	項の地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付

(現 行)	(改 正 後)
費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」	費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（<u>第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（<u>第43条第1項を除く。</u>）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、<u>第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。</u>）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が

(現 行)	(改 正 後)
と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 <u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ</u>

(現 行)	(改 正 後)
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第</u>	<u>る満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

(現 行)	(改 正 後)
<u>19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。

（豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年豊中市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
附 則	附 則

(現 行)	(改 正 後)
1 (省 略) 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第1条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「25人」とあるのは「30人」と、<u>「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 3 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、<u>当分</u>の間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」と、<u>「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 4 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合	1 (省 略) 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第1条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「25人」とあるのは「30人」とする。 3 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第1条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 4 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、<u>令和10年3月31日までの間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 5 <u>子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 6 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合

(現 行)	(改 正 後)
における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同項中「15人」とあるのは「20人」と、<u>「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 5 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、<u>当分の間</u>、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、<u>「25人」とあるのは「30人」とする。</u>	における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、<u>令和10年3月31日までの間</u>、同項中「15人」とあるのは「20人」とする。 7 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 8 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、<u>令和10年3月31日までの間</u>、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」とする。 9 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「25人」とあるのは「30人」とする。</u>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条の3の改正規定、第2条中豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第15条及び第26条の改正規定、第3条中豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の3の改正規定、第4条中豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第

- 1 4 条の改正規定並びに第 5 条から第 7 条までの規定は，令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については，第 1 条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず，令和 1 4 年 3 月 3 1 日までは，なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の子どもの数については，第 2 条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず，令和 1 4 年 3 月 3 1 日までは，なお従前の例によることができる。

市議案第 5 9 号

豊中市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める
条例の設定について

豊中市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 5 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い，一時保護委託者の登録等に関する
基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、法第33条第1項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍，信条，社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第7条 登録一時保護委託者の職員（登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しな

なければならない。

- 3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は市長が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- （1） 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- （2） 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談すること。
- （3） 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は市長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は市長

に協力するよう努めること。

- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。
ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあ

る者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう，体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第15条 登録一時保護委託者は，登録一時保護委託施設において，夜間，少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第16条 登録一時保護委託者は，登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは，必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は，入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については，適用しない。

（衛生管理等）

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理は，次に掲げる要件を満たさなければならない。

（1） 入所する児童の使用する設備，食器等又は飲用に供する水については，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずること。

（2） 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないよう努めること。

（3） 入所する児童の希望等を勘案し，清潔を維持することができるよう適切に，入所する児童を入浴させ，又は清しきしなければならないこと。

（4） 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし，下着は児童の所持するものを使用させ，又は未使用のものを提供すること。

（5） 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それ

らの管理を適正に行わなければならないこと。

(食事)

第18条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

(2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第19条 児童相談所長又は市長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的と

して行う体制を整備しなければならない。

(生活支援，教育及び親子関係再構築支援等)

第21条 登録一時保護委託者は，登録一時保護委託施設における生活支援について，児童の自主性を尊重しつつ，基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は，登録一時保護委託施設における教育について，児童がその適性，能力等に応じた学習を行うことができるよう，適切な相談，助言，情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう，当該児童の希望を尊重しつつ，その置かれている環境その他の事情を勘案し，通学の支援その他の教育に必要な支援に関して，児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は，児童の家庭の状況に応じ，親子関係の再構築等が図られるよう，必要な支援等に関して，児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は，児童が適切な支援を受けられるよう，一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第22条 登録一時保護委託者は，次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第23条 登録一時保護委託者は，入所する児童の処遇の状況

について，児童相談所から求められた場合に，その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 登録一時保護委託者の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は，登録一時保護委託者の職員であった者が，正当な理由なく，その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第25条 市長は，登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は，前項の必要な措置として，苦情の公正な解決を図るために，苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第26条 登録一時保護委託者の職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は，令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

市議案第 6 0 号

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 7 月 1 5 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方自治法の改正による引用条項の移動に伴い，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9</u>第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

市議案第 6 1 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例の設定について

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 5 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い，非常勤消防団員等に係る葬祭補償の定額部分の額を引き上げるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊中市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（葬祭補償） 第 1 8 条 団員等が公務により，又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことにより，死亡した場合においては，市は，葬祭を行う者に対して，葬祭補償として，<u>3 1 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 8 条 団員等が公務により，又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことにより，死亡した場合においては，市は，葬祭を行う者に対して，葬祭補償として，<u>3 3 0, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は，令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し，適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については，なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であつて，適用日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の豊中市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条又は旧条例附則第 3 7 項の規定に基づく葬祭補償（その葬祭補償の額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）として支払われた金額は，新条例第 1 8 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。